

---

平成30年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成30年9月26日(水曜日)

---

議事日程(第3号)

平成30年9月26日 午前9時30分開議

- 日程第1 認定第1号 平成29年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 認定第2号 平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 認定第3号 平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 認定第4号 平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 認定第5号 平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 認定第6号 平成29年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 認定第7号 平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 認定第8号 平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 認定第9号 平成29年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 認定第10号 平成29年度周防大島町水道事業企業会計事業決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 認定第11号 平成29年度周防大島町病院事業局企業会計事業決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第12号 周防大島町情報公開条例及び周防大島町個人情報保護条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第13 議案第13号 周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正について(討論・採決)

日程第14 議案第14号 周防大島町税条例等の一部改正について（討論・採決）

日程第15 議員派遣の件について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 認定第1号 平成29年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第2 認定第2号 平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第3 認定第3号 平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第4 認定第4号 平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第5 認定第5号 平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第6 認定第6号 平成29年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第7 認定第7号 平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第8 認定第8号 平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第9 認定第9号 平成29年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第10 認定第10号 平成29年度周防大島町水道事業企業会計事業決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第11 認定第11号 平成29年度周防大島町病院事業局企業会計事業決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第12 議案第12号 周防大島町情報公開条例及び周防大島町個人情報保護条例の一部改正について（討論・採決）

日程第13 議案第13号 周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正について（討論・採決）

日程第14 議案第14号 周防大島町税条例等の一部改正について（討論・採決）

日程第15 議員派遣の件について

---

出席議員（14名）

1番 藤本 淨孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 舛本 公治君	議事課長 大川 博君
書記 池永祐美子君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	椎木 巧君	副町長 ……………	岡村 春雄君
教育長 ……………	西川 敏之君	病院事業管理者 ………	石原 得博君
総務部長 ……………	中村 満男君	産業建設部長 ……………	林 輝昭君
健康福祉部長 ………	平田 勝宏君	環境生活部長 ……………	佐々木義光君
久賀総合支所長 ………	藤井 正治君	大島総合支所長 ………	近藤 晃君
東和総合支所長 ………	山崎 実君	橘総合支所長 ……………	中村 光宏君
会計管理者兼会計課長 ……………			大下 崇生君
教育次長 ……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長 ……	村岡 宏章君
総務課長 ……………	岡本 義雄君	財政課長 ……………	重富 孝雄君

---

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

9月25日の本会議に続き、お疲れさまです。これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

---

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

日程第6. 認定第6号

日程第7. 認定第7号

日程第8. 認定第8号

日程第9. 認定第9号

日程第10. 認定第10号

日程第11. 認定第11号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、認定第1号平成29年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第11、認定第11号平成29年度周防大島町病院事業局企業会計事業決算の認定についてまでの11議案を一括上程し、これを議題とします。

9月5日の本会議において、所管の常任委員会に付託いたしました付託案件について、各常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、11議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。久保総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（久保 雅己君） おはようございます。

総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月10日、委員全員出席のもと委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分と認定第9号については、お手元に配付しております委員会審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定いたしました。

審査の過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

まず、認定第1号平成29年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、総合支所関係では、道路維持管理経費等の実績が減ったことについて、災害が減ったこと以外で、総合支所

の人員削減によって住民の要望に対応できないということはないかとの質問に対し、総合支所が行う工事とは緊急対応のものであり、住民生活に密接に関係している。人員減を理由に対応しないということはないとの答弁でした。

次に、税務課関係では、債権の放棄について、住宅家賃・水道料を放棄したのは、地方税法でいう時効期間5年によるものかとの質問に対し、契約者が亡くなり、その相続人全員が相続放棄の手続きを行い、時効の援用を申し立てる者の不存在、回収困難となった放棄案件である。水道料金の20件は、滞納が相当年数を経過しており、請求を受ける者が所在不明、あるいは相続放棄等により回収困難となった放棄案件である。

これらの全放棄案件については、債権管理委員会で御審議いただき、債権管理条例第7条の各号に該当する場合は放棄となっているとの答弁でありました。

次に、総務課関係では、火災や捜索等、消防団出動時には出動手当が出ているが、自治会等、地域の協力者に対しても、費用面の助成をするべきではないかとの質問に対し、ボランティアに対し必要経費を助成すると、ボランティアという理念に対し矛盾が生じられると思われるが、地域からの炊き出し経費に対する助成については、今後、検討が必要と思われるとの答弁がありました。

続いて、報道では、籍だけを置いて活動に参加していない消防団員の存在が問題視されているが、実態を調査したことはあるか。また、出動に際し、旧町単位の支部にこだわる必要があるかとの質問があり、出動手当が支払われない活動、例えば日ごろのポンプの点検などに出ている団員もおり、出動手当がない団員がそのまま活動に参加していない消防団員というわけではない。これの実績把握は難しいが、調査は進めてまいりたい。

なお、出動の可否については、消防団長以下、指揮命令系統がある中で、地元の分団と調整をしているとの答弁でありました。

次に、消防団員について、972人の定数に対し102人不足していることについて、働きかけ等の対応はどのように考えているかとの質問に対し、972人という定数自体を検証しなければならない。人口減少が進む中、組織の見直しを含め、改善は必要と考えているとの答弁でありました。

また、委員から、行政改革推進委員会について、行政改革や病院のことも踏まえ、議会も一緒になって考えていかなければならない。行政改革の推進に向け、実効性のある組織としてもらいたいとの意見がありました。

次に、財政課関係では、公債費の交付税算入について、上水道事業の場合はどうなるのかという質問に対し、上水道事業での借り入れに対する交付税算入はないとの答弁でありました。

次に、契約監理課関係では、平成30年6月定例会の一般質問において、平成29年度の建設工事発注件数は87件となっていたが、成果報告書の68件と差異がある理由は何かとの質問に

対し、成果報告書は落札した件数を計上しており、違算や不調、不落を含んでいないとの答弁がありました。

次に、政策企画課関係では、定住促進協議会の移住相談に関し、相談件数は倍増しているが、移住実績はそろそろ頭打ちではないか。嘱託職員の刷新などは検討していくのかとの質問に対し、移住ツアーも参加者不足で中止になる市町村が多い中、移住・定住フェアに参画した際の企画力や営業力で参加者の確保はできており、担当課としては、今のところ変更は考えていないとの答弁でありました。

次に、監査課について、監査委員は予定外の出務も多々あり、実際の執務量は増加している状況である。また、危機感を持って行財政改革を行っていく中、監査委員の意見と役割というものは非常に重要なものとなる。そのあたりも勘案して、現実に見合った報酬額とするよう上向きに見直すべきではないかという意見がありました。

次に、教育委員会の総務課関係では、学校給食の無料化について、和木町に続き岩国市も無料化となったと聞くが、子育て支援という観点から考え、本町でも検討してはどうかとの質問に対し、和木町や岩国市の実施状況をもとに検討してまいりたいとの答弁がありました。

委員から、運行していない時間帯のスクールバスの有効利用、学校トイレの洋式化及びカウアイコミュニティカレッジを利用した語学留学を検討してもらいたいとの意見があり、さらには、来年度、空調設備を整備する3校については、着工を早め、夏に利用できるように努めてもらいたいとの要望がありました。

次に、学校教育課関係では、周防大島町の現状と課題の中で、いじめは何件程度あるのか。都市部では、不登校になった児童生徒を持つ保護者が、環境のよい周防大島町で改善を試みようとする例も生じているとあるが、実際に来られて、すぐになじめるのかとの質問があり、本町に転入後は、随分改善しているという例もあるが、家庭の事情や児童生徒本人の状況等によっては、このような例ばかりではない。よって、学校とともにサポートしていきたいと考えているとの答弁でした。

続いて、委員から、いじめに関するアンケートを行っていると思うが、平成27年度から平成29年度にかけて、学校に行くのは楽しいと答えた割合は少しずつ減ってきている。5人に1人は楽しくないと答えているのが現状であるが、その理由は把握できているのか。潜在的ないじめ等は、中学校が統合した際にも、いろいろとあると思うので、適切な対応をお願いしたいとの質問に対し、学校では週1回、生活アンケートを実施し、担任は、いじめにあたる具体例や悩みごと等、細かに把握できるよう努めている。より良い人間関係をつくるために、学校はさまざまな取り組みを行っているが、教育委員会としても、学校と情報共有するとともに、子供の内面を十分に把握し、学校全体で取り組んでいくよう指導していきたいと考えているとの答弁でありまし

た。

社会教育課関係では、公民館職員が社会教育課、東和に集約されていることで、課の職員数は増えていると思うが、体制的には変わっていないようだが、どのようになっているのかとの質問に対し、これは今年度からの体制であるが、サービスが落ちないように人員は配置してあるとの答弁でありました。

次に、文化事業はつながりや継続性が必要であると思うが、教育委員会としての認識はどうか。また、文化振興会は、設立後、長い間、事業の内容は変わっておらず、現在も旧町単位での活動を行っており、そこには個別の事業を守っているという意義はあるが、これからの文化振興会のあり方として、全体的な企画性を持って、一体感のある事業を展開してはどうかという質問に対し、文化や歌、踊り等の面では、4地区が1カ所で合同実施することは難しいように思う。文化振興会の行っている大島学の今後の展開に期待しているとの答弁がありました。

また、委員から、文化センターの音響設備の充実、公民館等のトイレは高齢者に優しい洋式トイレの整備を、次に、大島郡水泳大会の参加者減少に伴う、他市町への呼びかけによる規模拡大について、要望がありました。

なお、会計課及び議事課の説明に対しては、特に質問はありませんでした。

以上が、認定第1号平成29年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についての発言の主なものであります。

次に、認定第9号平成29年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、これにつきましては、特に質問はございませんでした。

以上で、本委員会に付託されました議案に対する審査の主な内容について、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

総務文教常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

総務文教常任委員長、お疲れさまでした。

次に、民生常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。松井民生常任委員長。

○民生常任委員長（松井 岑雄君） 改めまして、おはようございます。

民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、9月の6日、委員全員出席のもと委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、認定第1号の本委員会所管部分から認定第4号まで、並びに認定第11号について、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定をいたしました。

それでは、認定第1号一般会計歳入歳出決算について、審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

福祉課関係では、委員より、保育料の未納者への督促と催告について、滞納に至った家庭の事情など、聞き取りは行っているのかとの質問に対しまして、これは、税務課徴収対策班との協議の上、相談しながら進めているとの答弁でした。

次に、保育所英語講師派遣事業の実施状況はどの質問に対し、1保育所当たり、月に2回、全保育所で実施をしているとの答弁でした。

次に、生活保護の申請件数、却下した件数、あるいはまた、相談したが申請に至らなかった件数は何件かとの質問に対し、申請件数は15件、そのうち却下したものは1件である。また、相談件数は延べ37件で、実数としては32件であった。なお、取り下げは2件ほどあったが、どちらも、その後に受給しているとの答弁でありました。

続きまして、認定第2号国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、主なものを申し上げます。

まず、税務課関係では、委員より、収納率の目標は決めているのかとの質問に対し、県単位化に伴い、29年度の収納率をベースに、平成30年度から3年間で、現年分は29年度実績のプラス1%、滞納繰越分はプラス5%を設定しているとの答弁でした。

また、目標達成のための方針及び展望はあるのかとの質問に対しては、現年分については、口座振替の推進とあわせ、今年度から開始したコンビニ収納により、土・日・祝日、夜間でも納付できるよう対策をとっている。また、納税義務者への接触により状況把握に努め、電話催告も推進し、納め忘れの対策も図りたい。

なお、収納率は95%前後で推移しており、現年度分の目標達成は、納め忘れの注意喚起、そして自主納付を推進することなどにより、可能であると考えているとの答弁でした。

続きまして、健康増進課関係では、医療費の総額は減少しているが、1人当たりの医療費は増加している。その要因は何かとの質問に対し、入院件数が増加すると、1人当たりの医療費は上がる傾向にあり、前年度と比べ、入院の件数及び費用がともに増えていることが主な要因と考える。また、本町は、他の地域に比べ、医療費全体に占める入院医療費の割合が高く、その傾向が

一層顕著となったことから、被保険者数が大きく減少している中、医療費の総額は減少したものの、1人当たりの医療費は高くなったものと考えているとの答弁でした。

次に、国としては、計画的に法定外繰入を減らすべきという考え方に変更はないようだが、法定外繰入を行うとペナルティはあるのかとの質問に対し、赤字の解消、赤字の削減計画策定の対象となるが、補助金等、財政面での直接的なペナルティはないとの答弁でした。

続きまして、認定第3号後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてですが、こちらにつきましては、特に質疑はございませんでした。

次に、認定第4号介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、主なものを申し上げます。

介護保険課の関係では、委員より、認知症を患った独居の方に対し、包括的な相談体制はどのようになっているのか。また、成年後見人などの相談にも対応しているのかとの質問に対し、平成28年度から地域包括支援センター内に地域支援推進員を配置しており、認知症についての総合相談を受けている。成年後見人の相談については、必要に応じ、関係機関への取り次ぎを行っているとの答弁でした。

次に、要支援者へのサービスが、一部、介護予防給付から総合事業へと移行されたが、その質に低下はなかったかとの質問に対し、訪問型サービスについて、これまで、身体介護の有無に関わらず、一律のサービスを提供してきたが、総合事業では、生活援助のみを必要とする方について、基準を緩和した単価の安いサービスへと移行した。これにより、サービスを低下することなく、支出の抑制にもつながった。

また、通所型サービスについても、これまでの利用者のほぼ全ての方が介護予防通所介護相当サービスに移行しており、サービスの低下には至っていないとの答弁でした。

続きまして、認定第11号病院事業局企業会計事業決算になりますが、説明に先立ち、石原病院事業管理者から、周防大島町の医療及び介護に対する考え方、また経営状況等に関する発言がありましたので、その概要を紹介させていただきます。

10年前に私が管理者に就任した際は、3病院、2老健、看護専門学校、訪問看護ステーション、4居宅支援事業所及び検診・健診事業——2つの「けんしん」事業があります——を堅持することが責務であり、そのためには医師の確保が最も重要であると考え努力してまいりました。

そこには、大島病院の建て替えや東和病院東棟の改築、また、やすらぎ苑や東和病院西棟の改修、そして各施設へ的高額機器の配備といったハード面の充実は不可欠なことでありました。

しかしながら、これに伴い企業債の発行を余儀なくされ、年々増加する人件費の影響もあり、平成29年度の経常収支は約8億円の赤字、また医業収支に限れば約1.8億円の赤字になるという、非常に厳しい経営状況となっております。

毎月行っております施設長・病院長会議では、稼働率や入院単価、外来数及び外来単価の増加

に努めるようお願いをし、その実現により現在の体制維持が可能であることを説明してきました。

現在、地域包括ケア病床は、東和病院では16床、大島病院では21床を転換、橘病院においては10床を転換する準備を進めており、これを円滑に運営していくためには、医師やコ・メディカルとのコミュニケーション、病院間の連携、医師会との交流といったことが重要であると思われる、この地域包括ケア病床の転換により、約1億円の増収を見込んでおります。

周防大島町の医療としては、1次または一部で2次医療を確保しながら地域包括医療を提供し、予防医学にも力を入れていく必要があると思います。

地域医療は依然として厳しい時代ではありますが、経営改善に全力を挙げ、親しまれ、愛され、信頼される組織となるよう、職員一丸となって努めてまいります。

以上、石原管理者からでございます。

それでは、審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

委員より、病院事業局の予算は前年度決算を反映したのではなく、ただ単に赤字にならないことを前提として編成されている。各施設長をはじめ、その実態を全職員の間で共有できているのかとの質問に対し、確かに、事業費用を補填できるよう収益を計上している。

各施設長、総看護師長及び事務長には、具体的な収益の額を示し、病院事業を成り立たせることを伝え、少なくとも減価償却前に黒字となるよう努めてもらいたいということを何度も伝えている。この施設長等会議の内容は、事業局の共有システムにより全職員に向けて発信しているが、その内容を把握できていない職員もいるため、看護部門は総看護師長を、その他の部門については事務長を通じ、末端の職員まで伝わるよう改善を図るとの答弁でした。

次に、毎年、施設整備基金を取り崩している状況下、職員給与の昇給は民間では考えられない。何らかの対策はあるのかとの質問に対し、給与については対策を考えるべき段階ではあると思うという答弁でありましたが、これにつきましては賛否両論がありまして、労働条件を引き下げることには断固反対する。町民のニーズを把握し、この地域にどのような医療・介護が必要なのかを検討の上、住民を巻き込んだ議論の場を設けるべきではないかとの意見もございました。

続きまして、平成27年度からのコンサルタントの導入による費用対効果はどのような状況かとの質問に対し、現在、東和病院及び大島病院の収益改善に向け、重点的な対応を行っているが、橘病院については損失を発生させている。今後は、医業収益を上げることにより、3病院、2老健、1看護学校を維持していけるよう業務を委託しているとの答弁でした。

また、コンサルタントは3病院、2老健、1看護学校の維持を基本として業務を行っているが、そのことに固執せず、統合等、さまざまな案を示すことにより対策を検討していくべきではないのかとの質問に対しては、これらの全てを維持し続けることは困難であると認識をしており、周防大島町及び病院事業局の状況を踏まえた上で、今後の方向性に関する検討を行ってまいりたい

との答弁でございました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容について、民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 民生常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

民生常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

民生常任委員長、お疲れさまでした。

次に、建設環境常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。平野建設環境常任委員長。

○建設環境常任委員長（平野 和生君） 建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月7日、委員7名全員出席のもと委員会を開催し、審査を行いました。

審査にあたりましては、議案の所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分及び認定第5号から認定第8号並びに認定第10号については、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定いたしました。

その過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

まず、認定第1号一般会計歳入歳出決算について、商工観光課関係では、委員より、廃止バス路線の代替運行事業について、利用者が増加しなければ、ますます町の負担が増えていくと思われるが、異分野連携による運行について町の考えを聞きたいとの質問に対して、スクールバス、病院の患者輸送バスについて各担当に確認をしたが、運行上の制約、法律上の規制等があり、難しい状況であるとの答弁がございました。

商工振興補助金について、会員向けの事業だけでなく、公益性のある事業展開に補助金が充てられているのかとの質問に対して、商工会より、会員以外にも広域的に活動をしているという回答をいただいております。町として補助金が正当に使用されていると理解しているとの答弁がございました。

農林課関係では、委員より、アワサンゴについて、町の重点施策として本腰を入れるのか。重点施策とするならば、町はどのように考えているのかとの質問に対して、アワサンゴは周防大島の観光の起爆剤の1つと考えている。環境省から、平成25年2月28日に牛ケ首、地家室、伊崎、沖家室、海域公園に指定され、平成28年3月16日には、その陸域部分553ヘクタールが新たに瀬戸内海国立公園の第2種特別地域に指定され、旧地藏小学校跡地を拠点施設の候補地

としたことで、白木半島を中心とした観光動向調査を実施し、その後、振興計画等の協議を行うなど、実行まで数年程度はかかるのではないかとの答弁がございました。

イノシシの防護柵について、同一の地番は数年後でないとは補助対象とならないが、半分ほど柵をし、後に全体に柵をする場合、重複はできないが、拡大する部分について認めてもよいのではないかとの質問に対し、防護柵の補助金は、現在、3カ年度は同一の地番での補助は許可していない。今後、事例があった場合は検討していきたいとの答弁がございました。

水産課関係では、委員より、みなとオアシス安下庄の運営状況について、今後の町のかかわり方、誘客のための対策をどう考えているのかとの質問に対して、豊魚祭を開催したことにより来場者は増加しているが、安心できる状況ではなく、今後も海の市の会議等に参画し、集客力を上げるための対策を実施・支援していきたい。また、誘客のために看板設置を希望しているが、国土交通省補助金の順番待ちであり、可能となり次第検討していきたいとの答弁がございました。

高潮対策について、今後、台風等の異常気象が多発すると思われるが、現在どの程度の気象条件で対策基準を設定しているのか。また、将来の対策基準はどうなるのかとの質問に対して、国庫補助事業で高潮対策事業を実施しているが、基準となる設計潮位の見直しがあると、それ以前に施工した構造物では高さ不足となる場合もある。それらの構造物を老朽化対策事業において改修することは可能なので、今後検討していくことになるが、現在、国の予算が厳しい状況にあるため苦慮をしているとの答弁がございました。

建設課関係では、委員より、河川施設管理費及び港湾施設管理費の陸閘、水門等の管理委託の範囲はどこまでなのかとの質問に対して、陸閘の管理については、台風時において、柳井土木建築事務所より閉鎖要請があった段階で、管理を委託している個人及び消防団等に陸閘の閉鎖を連絡している。小松及び小松開作地区の排水機場については、台風や高潮時に頻繁に水門の開閉操作が伴うため、業者に管理を委託しているとの答弁がございました。

地元からの要望により、道路・橋梁維持管理事業の工事請負費で工事を行い完了する割合は、何割程度かとの質問に対して、各自治会からの要望に対し、約8割程度だと考えているとの答弁がございました。

生活衛生課関係では、委員より、不法投棄について、どのような場所で発生し、町として対策を考えているかとの質問に対して、大規模農道、オレンジロード沿いが多い。対策としては、不法投棄禁止の看板を用意しているが、看板があっても不法投棄されることも少なくない。不法投棄の多い場所にカメラを設置するという方法も、今後考えなくてはいけない。また、警察にも通報し、現場検証等を行っているが、投棄者の特定に至るケースはほとんどないとの答弁がありました。

カキ養殖パイプ等の流出対策について、町の見解はどの質問に対して、合併後、初の意見交換

会を実施し、山口県議会の一般質問に取り上げられたことを発端に、報道でも大きく取り上げられるようになった。町として一番重要なことは、排出抑制だと考えている。山口県廃棄物・リサイクル対策課と協議を重ね、今後も排出抑制を主とする要望を、広島県・広島県西部漁業振興対策協議会へ行うとの答弁がございました。

なお、この委員会当日、広島から業者さん271名がカキパイプの回収に来たとのことでした。場所については、逗子ヶ浜、神浦、真宮島、白鳥ヶ浜、立岩の5カ所であるとのことでした。

認定第5号簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、委員より、浮島海底送水管布設事業について、実施計画と全体事業費、現在の進捗状況はとの質問に対して、平成29年度からの繰越分で島内に建設する配水池はほぼ完成をする。平成30年度に神浦から浮島へ送水するポンプ施設を、平成31年度までに送水管・配水管の島内整備が完了予定で、平成30年度と平成31年度において海底送水管の製作と据え付けを施工する予定であり、事業完了は平成31年度末の予定である。全体事業費は7億5,000万円で、進捗率は約15%であるとの答弁がございました。

認定第6号下水道事業特別会計歳入歳出決算について、委員より、久賀・大島公共下水道事業の進捗率は26.2%となっているが、計画どおりに進んでいるか。また、今後の予定はとの質問に対して、当初計画の総事業費が概算ということもあるが、若干遅れ気味で進捗している。県の過疎代行の幹線整備にあわせ、必要な面整備を行っていくため、久賀・椋野だけでなく小松・三浦地区の面整備も同時に行っていく予定であるとの答弁がございました。

認定第7号農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、委員より、秋処理区のデジタル通報装置について、他のマンホールポンプ場において同様の措置が必要となるのか。また、機能診断業務とは何かとの質問に対して、アナログ通信が使用できなくなるためにデジタル通報装置に切り替えるもので、沖浦東処理区、沖浦西処理区、日良居処理区は既に工事を終えており、秋処理区が最後である。

また、機能診断業務とは、農業集落排水5処理場の長寿命化計画を作成するにあたり、現状を把握するための現地調査を行うものであるとの答弁がございました。

認定第8号漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、委員より、漁業集落排水処理区における使用料の滞納が近年増加しているが、どこに問題があると認識しているかとの質問に対して、未収金の増加については町全体で取り組む必要があると考えているが、漁業集落排水の場合、1人の滞納が収納率に与える影響が大きい。水道の使用料徴収業務と相互協力し合いながら、未収金の減少に努めたいとの答弁がございました。

認定第10号水道事業企業会計事業決算について、委員より、特例的収入及び支出について、

平成28年度分における出納整理期間中の収支と考えてよいかとの質問に対して、支出については出納整理期間中の支出であり、収入については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに収納した平成28年度以前の過年度滞納分であるとの答弁がございました。

過年度滞納分について、普通に納付年度の収入に計上してはいけないのかとの質問に対して、収益的収入に計上するのは、平成29年度の事業に係るものだけである。簡易水道で言えば、料金収入の中で現年分と滞納繰越分にそれぞれ分けて計上するが、企業会計において滞納繰越分は初年度のみ特例的収入に計上することとなるとの答弁でした。

以上で、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容について、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員長長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

建設環境常任委員長長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

建設環境常任委員長長、お疲れさまでした。

以上で、各常任委員長長の報告並びに質疑が終わりましたので、これから討論、採決に入ります。認定第1号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 一般会計決算について、反対討論を行います。

職員の方々に対しては、日ごろから福祉や産業、行政サービス全般に対する御努力に、まず敬意を表明し、お礼を述べたいと思います。

合併したことによる地方交付税の削減が始まっている中で、歳出の削減に取り組んでいることは、よくわかります。しかし、中には、町民に対する行政サービスの削減になることが含まれており、こうしたやり方には反対をいたします。

例えば、29年度では、久賀公民館と大島公民館費において、28年度の決算と比べて重要な削減が行われていることについて異論があります。久賀公民館では、公民館長が、それまでの正規の職員が務めていたものが、臨時の職員の館長にかわったことで、給料が減り、賃金が増えています。その差額は651万6,000円の減額になります。大島公民館では、正規の職員が1人減らされました。この影響額は、少なくとも1,281万3,000円となります。これは、公民館活動や趣味の教室など、町民の皆さんに直接影響が及ぶ公民館の体制を弱めるもので、反対をいたします。

これは、この問題はまだ今年度にも引き続き行われており、現場からも、また利用者からも、こんなことでいいのかという声も上がっているようです。平成29年3月付で作成されている公

共施設等総合管理計画書には、こうした施設の規模の縮小、集約化、再編などの文字が並んでいますが、町民サービスの低下を招くものとして反対します。

以下、政策的見地からも討論していきます。

平成29年度では、米軍岩国基地への艦載機の移駐を容認するという態度表明を行ったことに反対いたします。

その艦載機移駐の容認と引き換えに、国からの交付金の増額を求めるという決意表明が行われましたが、そのことによって、大島の上空は、これまでにない爆音に悩まされ、事故の危険性も増えました。再編交付金の問題については昨年の反対討論で述べたとおりですが、艦載機移駐を容認するか、あるいはしないかで本町への交付金の額やその有無が決まるという、言い換えれば、言うことを聞かなければお金はやらないという、国の態度が地方自治の原則に反する非民主主義的な手法であることを批判することもなく、推移している町の態度にも異論を唱えます。

さらに、イノシシの捕獲についても、町長の姿勢は、捕獲数を増やすための要望に対しては、猟友会はそんなことは要望していないと表明してきました。しかし、ある猟友会の会員から、町長は猟友会にイノシシのことは丸投げしているという、批判的な声を伺いました。各議員に捕獲わなの資格を取るをお願いをする前に、町長として、イノシシの被害を防ぐためにイニシアチブを発揮すべきです。こうした姿勢と政策が不十分であることにも異論を唱え、反対討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 2週間ぐらい前から両目のレーザー手術をしまして、もう、ちょっとくたびれるんですが、頑張ってみます。

賛成の立場から討論をいたします。

今回、平成29年度の決算においては、歳入においては、合併算定替の影響による地方交付税の1億3,300万円余りの減額、国庫支出金では補助対象事業の減少により1億7,300万円余りの減額、また前年度からの繰越金2億6,500万円余りの減額となっておりますが、町税の2,500万円余りの増額は誠にありがたいことであり、トータル1億2,800万円余りの増額の歳入となっております。

一方、歳出においては、東和総合支所教育庁舎整備工事及び橘総合センター空調改修工事の実施による教育費の1億4,000万円余りの増額、諸支出金では水道事業企業会計及び病院事業局企業会計への繰出金2億2,300万円余りの増額はあるものの、総務費の財政調整基金の積立金の減少及び電算システム・地方公共団体ネットワークシステム強靱化対策業務完了等により2億5,000万円余りの減額、民生費においては年金生活者等支援臨時福祉給付金事業の完了及び浮島地区遊具設置工事事業の完了等により1億円余りの減額となっていて、総額で約

3,200万円足らずの増額に抑えられていて、平成29年度の収支決算は6億2,600万円の黒字になっていて、大いに評価できるものであると考えます。

議員の皆様におかれましては、各常任委員会においても認定していただいたことから、今回の決算に賛同していただきますようお願いして、賛成討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第1号平成29年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、各常任委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 国保会計決算について反対討論を行います。

平成27年度に国保税の値上げを行って以来、28年度、29年度と、黒字決算となっております。27年度の国保税の引き上げが、事実上、国保の県事業化に伴って法定外繰入ができなくなることを見越した前倒し的な値上げではなかったのかという疑いを持っています。法定外繰入は、これまで、そのことによって被保険者に対する税負担の高騰を抑える役割も果たしてきたものであり、これを国・県などの言いなりに、早々とやめてしまうとした姿勢に、まず反対を表明します。

山口県は、法定外繰入を削減・解消するよう求めています。期限を切っていないというところが重要であり、これは、一般会計からの法定外繰入がないことには国保税がつり上がってしまうことを見越してのことだと、期待を持っています。だからこそ、ほかの県とは違う独自の方針になっていると見るべきです。

仮に県がどういう動機でそうしているかということ抜きにしても、町としては、期限が切られていないということを見越して、最大限主張し、国定の負担率が昔のように増えるまでは、何らかの財政支援がなければ、国保税にはね返ることは必至です。29年度は黒字決算なので法定外繰入の必要はありませんでしたが、方針としては、国保基金だけでなく、法定外繰入をしないのであれば、ほかの財政的な繰り入れが必要です。そうしなければ、国保税が高くて困ると言う方たちの

声に応えることはできません。

さらに、平成27年度から、国費1,700億円の国保基盤安定繰入金の保険支援分が、平成27年度分だけでも4,000万円程度は入っているにもかかわらず、それが全く国保税の引き下げの財源として使われてこなかったことにも反対です。

あるいは、29年度の翌年度繰越金、約4,900万円は、国保1世帯当たり1万4,000円程度の黒字ということになり、平成28年度決算では、世帯当たり2万7,000円余りになります。高い税金を徴収して生まれた黒字ですから、その一部は被保険者にお返しをするという観点に立てば、こうした繰越金を国保税の引き下げのための財源の1つとして使うべきです。

仮に、28年度の繰越金9,800万円を財源にして、29年度で1世帯当たり1万円の国保税の引き下げを行ったとしても3,468万円、これは繰越金の35%を使えばできる計算になります。国保税の引き下げのために3,468万円を使っても、平成29年度の決算は1,400万円程度の黒字決算になっていた計算になります。

29年度決算においては、そうした姿勢が見られないものとして反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第2号平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

暫時、休憩をします。

午前10時30分休憩

.....

午前10時42分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第3号平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第4号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第4号平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第5号平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第6号平成29年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定すること

に決定しました。

認定第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第7号平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第8号平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第9号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第9号平成29年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第10号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第10号平成29年度周防大島町水道事業企業会計

事業決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第11号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第11号平成29年度周防大島町病院事業局企業会計事業決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

日程第12. 議案第12号

日程第13. 議案第13号

日程第14. 議案第14号

○議長（荒川 政義君） 日程第12、議案第12号周防大島町情報公開条例及び周防大島町個人情報保護条例等の一部改正についてから、日程第14、議案第14号周防大島町税条例等の一部改正についてまでの3議案を一括上程し、これを議題といたします。

質疑は9月5日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第12号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第12号につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

本条例改正は、法改正に伴う条文改正にあわせて、法改正に依拠しない条項である第11条の改正が含まれておりまして、開示決定日数が30日から15日に改正されるという、画期的な改正案となっております。細かい部分で議論の余地が残る条項もあるかと思いますが、それを差し引きましても無条件で賛成するだけの価値のある改正であると受けとめております。

これまで、一般質問等で何度も議論をしてきた際には、門前払いのようであったにもかかわらず、やはり、誰もが主役になれる町を標榜される町長には、その必要性を理解していただいていたのだと、改めて敬服するものであります。

言うまでもなく、情報公開は、住民参加のまちづくりを進める上で基本をなす制度でありまし

て、本来、国民全体のものである行政情報を主権者たる町民の皆様にお見せすることに、プロセス上の障害があってはならないものと考えておりますので、開示決定期間が大幅に短縮されたことは、町民の権利を拡大する上で大きな進歩であると思ひますし、開示日数を15日もしくは14日としている多くの自治体に肩を並べることになったことは、大きく評価されることであると思ひます。

議案質疑におきましては、近隣自治体の条例や本町における情報公開日数の実態などをもとに15日という開示日数にされたという御答弁がございましたが、昭和57年に全国初の情報公開条例を策定した山形県金山町が参考にしたのが、自由人権協会の情報公開モデル条例でありまして、このモデル条例が規定する開示決定日数の14日は、民事訴訟法の控訴期間であります2週間を根拠にしているとされておりまして、起算日の扱い等で15日の自治体もでてきたという経緯があるというものでありまして、一歩進んだ、合理的根拠による開示日数を規定した情報公開条例となりまして、本町の情報公開制度がさらに進化することで、町民参加のまちづくりや町民の主権が拡大することを期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第12号周防大島町情報公開条例及び周防大島町個人情報保護条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第13号周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第14号周防大島町税条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 議員派遣の件について

○議長（荒川 政義君） 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。お手元に配付したとおり、議員を派遣いたしたいと思っております。これに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に、今後、変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、決定いたしました。

---

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて、平成30年第3回定例会を閉会いたします。

○事務局長（舛本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午前10時53分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 松井 岑雄

署名議員 尾元 武